

(仮称) 阪南市西部丘陵地区産業用地造成事業に係る環境影響評価方法書に対する関し、事業者に提出された環境の保全の見地からの意見とそれに対する事業者見解

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
<p>下記の理由により、本事業に強く反対し、中止を求めます。</p> <p>1.大規模な土砂災害を招きかねない。</p> <p>一般的に山間部の開発は「切土」が災害に強いとされています。</p> <p>盛土をするとしても、開発地内で土砂の量が変わらない土量で実施するのが許容範囲です。</p> <p>本事業のように大量の土砂を搬入し大規模な盛土をすることは、災害をまねくりリスクが大変大きいです。</p> <p>熱海の土石流災害の現地への搬入土砂は7.5万㎡に対し、本事業の搬入土砂は237万㎡。30倍以上の土砂の搬入が予定されています。その分災害のリスクが増え、災害が起きた際の被害も大きくなります。</p> <p>規制や基準を遵守した工事であっても、「想定外」の雨量が降れば、土砂災害が起きます。近年は毎年のように「想定外」「過去最大」の雨量からの被害が全国各地で起きています。</p> <p>それ故に、和泉山脈、和歌山山口・滝畑地区産廃事業」や「和泉山脈和歌山川メガソーラー」事業のように、大量の土砂を搬入して、大規模な盛土をする事業計画は中止されています。</p>	<p>見解を述べる都合上、大変恐縮に存じますが、まず、概略の経過についてご説明いたします。当該事業区域は、平成11年当時、泉南住宅株式会社において開発許可を受けたものの、バブル崩壊後、長期にわたる住宅需要の低迷等で凍結を余儀なくされた「阪南西部丘陵ニュータウン計画」のエリアであり、同社を買収して法律上の地位を継承したのがSKハウジング株式会社です。また、当時の許可内容は、事業区域内の大部分の山を削ることにより、切土430万㎡、盛土430万㎡で場内バランスをとり、造成地盤の最高高さを標高約160mに設定したもので、現在においても、その許可内容を変更せずに実施することは制度上可能ですが、この間、第二阪和国道が開通したことや、桃の木台が住宅地として成熟していること等の経年変化に伴い、当時の場内バランス型の整備計画は、周辺環境に与える影響が大きすぎることや事業採算性が確保できないこと等から、事業実施は事実上不可能となっております。</p> <p>このような中、自然環境に配慮しながら、周辺地域とのバッファとなる区域外縁部の山を残置し、また、前回の造成地盤の最高高さを30m程度下げ、搬入土の品質管理に万全を期すことはもとより、公正・中立な第三者である学識経験者（地盤工学、土質工学、防災工学、環境工学等）で構成される専門家組織の監理のもと、盛土の安定性を確保すること等で取り組もうとしているのが現計画です。なお、今回の環境影響評価の結果等をはじめ、住民の方々のご意見や、行政のご意見を十分に踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>次に、ご指摘の2021年7月に起きた熱海市の土砂崩れについては、伊豆山の山腹（標高350～400m）において、行政への届け出より3倍高い盛土を行い、根本的な土滑り防止策となる堰堤や地下排水施設の整備など、安全対策を施していなかったものと言われております。何よりも、土砂だけではなく、廃自動車などの産業廃棄物が混入していた模様で、この造成は非常に悪質なものであったと聞いています。そのような中、3日間で500mmを超える降雨があったため、土砂崩壊を引き起こし、もともと土石流危険渓流であった逢初川に流れ込み、土石流となって市街地を襲い、犠牲者27名にのぼる甚大な被害を出しました。これらのことから、この盛土は違法であり、崩落事故は自然災害ではなく人災であるとも言われており、根本的に性質が違うものと考えています。本事業では、確率的には100年に1回の降雨強度にも対応できる調整池を2か所整備し、法令や技術基準の遵守は当然のことながら、公正・中立な第三者の専門家の監理のもと、造成地盤の安全性確保に万全を期す所存です。なお、他事例において産業廃棄物の処分やメガソーラーが地元の反対理由となっているものについては、事業内容が異なりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
<p>2. 工事中の近隣住民への被害</p> <p>工事地域は住宅地に隣接しており、工事車両の通行、騒音、振動、土煙などの近隣住民への被害が起きます。</p> <p>桃の木台の工事の際には、舞地区の住宅に振動による被害がでました。</p> <p>今回の工事でそれほどの振動が出るのかどうかは定かではありませんが、仮に住居に被害が出ない程度でも振動は起きます。それは住民にとって不快以外の何物でもありません。</p> <p>振動以外にも上記の被害が出るのは明らかです。それを住民に強いることとなります。</p>	<p>工事中の建設機械の稼働や工事車両の通行に伴う騒音、振動、粉じんなどにつきましては、予測評価を行い、工事中の環境対策を講じてまいります。また、今回の造成工事においては、周辺への影響を考え、発破の使用を全く考えておりません。</p> <p>なお、工事中工前には、近隣の皆様には工事説明を行うとともに、工事中の連絡窓口を設置するなど、協議を行えるようにいたします。</p>
<p>3. 自然破壊</p> <p>阪南市は府内でも自然が残されている市です。</p> <p>阪南市の和泉山脈には天然記念物のオオワシも生息しています。</p> <p>また本事業の対象地区には、猪、兎、猿なども生息しています。</p> <p>本事業はこのような豊かな自然環境を破壊するものです。</p>	<p>本事業では、外縁部の山を残すほか、造成法面の緑化をはじめ、緑地の創出や可能な範囲で伐採木の再利用を図ること等に取り組み、自然環境との調和に取り組んでまいりますので、単純に自然を破壊するものではないと考えております。他方、産業誘致により、財政非常事態宣言をしている阪南市の活性化に寄与できるものと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>なお、大阪府環境影響評価条例に基づき、現地調査の実施、事業による影響についての予測評価を行い、必要な保全対策を実施いたします。</p>
<p>以下、補足意見</p> <p>○開発目的</p> <p>本事業の開発目的は、企業誘致とされています。</p> <p>ただ、本事業で開発した土地に企業が誘致できるかどうかは不透明です。</p> <p>土地開発はしたが、当てにしていた企業が誘致できない、という事例は枚挙にいとまがありません。</p> <p>なのに何故このような過去の例のない災害のリスクが大きく、近隣住民に迷惑は事業計画が立てられたのか、大いに疑問です。大量の土砂の搬入自体が大きなビジネスであり、それが本事業の目的ではないか、という疑念も生じます。</p>	<p>本事業の目的は企業誘致（用地売却）ですが、事業期間が長期に及ぶため、その時点で土地の需要がどうなっているかは、ご指摘のとおり、予測困難なのが実情です。このため、当社では造成した土地を自社活用することも視野に入れながら、企業誘致に取り組んでまいります。</p> <p>また、本事業計画の立案経緯につきましては、一つ目のご意見に対する見解として述べさせていただいたとおりです。</p> <p>なお、建設発生土の受入れに伴い、収入できる処分費は、全体事業費を上回ることはありませんので、土砂搬入はあくまでも地盤造成の一手法であり、本事業の目的ではありません。</p>
<p>○一方的な計画変更</p> <p>桃の木台の自宅を購入する際に、大阪府企業局の担当者から今回の開発地域は「将来住宅が開発される予定です」と説明されました。</p> <p>しかし今回の本事業の目的は工場誘致です。</p> <p>この外にも「土地は大阪府のもので、絶対に土地の価格は変わりません。下落することはありません。」また海側に隣接する地域には「ショッピングセンターなどが建設されます。住宅地に隣接していますから工場が立つことなどはありません。」と説明されました。</p> <p>しかしその後土地の価格は下がり、前述の通り、騒音、振動、土煙、工事車両の通行などで迷惑を被り、災害のリスクも大きくなり、といったことを強いられ、その上自然破壊等もあり、地域のためになるとは思えません。</p> <p>以上の理由で本事業に強く反対します。</p>	<p>本事業は、あくまでも私有地における民間事業であり、当社としては基本的にスカイタウンの内容に言及できる立場にありませんが、本事業については、自然環境との調和に配慮しながら、その設計内容及び搬入土砂の品質管理等について、公正・中立な第三者である専門家の監理のもと、安全性の確保等に万全を期すよう努めてまいります。また、一方で、本事業が阪南市の活性化に寄与できる内容として、新規雇用の創出、市内居住者の増加、連関する市内企業の活性化、税収増などが考えられますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。</p>